

島田食品衛生協会・中川根支部・本川根支部からのお知らせ

## 食中毒予防を心掛けましょう！

気温・湿度が上昇し、食中毒

が発生しやすい季節となりました。次の「3原則」と「6つのポイント」を実践して、各家庭から町内食中毒ゼロを目指しましょう。

### ●食中毒予防の3原則

#### ①「付けない」

調理器具や手を清潔に保つ。

#### ②「増やさない」

食品を室温状態で放置せず、迅速に調理・冷蔵保存する。

#### ③「やっつける」

食品を十分に加熱殺菌する。

### ●6つの状況別ポイント

#### ①買い物

▽消費期限などの表示を確認し、生鮮食品は新鮮なものを購入する。▽買ったからすぐに冷蔵保管する。

#### ②食品の保存

▽冷蔵庫や冷凍庫は詰めすぎず、7割程度に。▽冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下に。▽肉や魚などは、ビニール袋や容器に入れて、他の食品に直接触れないように冷

蔵保管する。

#### ③下ごしらえ

▽調理の前はもちろん、肉・魚・卵等を扱った後や、途中で調理を中断し再開するときも必ず手洗いを。▽包丁・まな板は用途別(肉用・野菜用など)に備え、使用後はすぐに洗浄・消毒を行う。▽冷凍食品の解凍は冷蔵庫の中や電子レンジを使用。▽水が凍る場合は容器に入れて流水で行う。

#### ④調理

▽加熱して調理する食品は十分に加熱する。▽調理後は、室温に長く放置しない。

#### ⑤食事

▽調理後はなるべく早く食べべし。▽生焼けや変色など、ちよつとでも怪しいと思ったら食べない。

#### ⑥後片付け

▽残った食品を扱う前にも手洗いの実施。▽残った食品は清潔な容器に保存し、時間がたちすぎたら、思い切って捨てる。▽温め直す時にも十分に加熱。

## 県立静岡がんセンター

## 出張がんよろず相談(川根本町会場)

静岡がんセンターでは、広く県民の関心に関する総合相談窓口として「よろず相談」を設け、毎月800件以上の電話相談や対面での相談に応じています。

今回、静岡がんセンター内の「よろず相談」を利用するこ

とが難しい地域の皆さまの利便を図るため、専門スタッフが地域に向いて相談に応じる「出張がんよろず相談」を川根本町で実施しますので、ご利用ください。

### ①開催日時

8月1日(金)  
午後1時から午後4時

### ②開催場所

山村開発センター

### ③対象

原則として中部健康福祉センター管内(島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町)にお住

まいの方で、がんに関する相談を希望される方。

### ④内容

専門スタッフによる対面相談(医師、看護師、

ソーシャルワーカー等を含めた2〜3名のチームが、患者・家族からのがんに関する疑問や不安・悩みについてお話を伺い、一緒に考え、問題を解決する手助けを行います。)

### ⑤主催

静岡県・静岡県立静岡がんセンター

### ⑥その他

▽ご相談は、先着5組までの事前予約制です。定員になり次第、締め切りになります。

▽予約受付日

7月7日(月)〜

7月18日(金)まで

▽受付時間

午前8時30分〜午後5時

(土日・祝日を除く)

【問い合わせ・申し込み先】

県立静岡がんセンター・

よろず相談

☎055(989)5392

(出張がんよろず相談

予約専用ダイヤル)



エコツーリズム推進事業の地域コーディネーター。川根本町エコツーリズムネットワークの事務局を担当。5代目緑のふるさと協力隊員。愛媛県出身。  
かんとぅ み き  
神東 美希さん

地域コーディネーター 神東美希の

# エコツアー日記

## シーズン3

川根本町の魅力をPRするエコツーリズムネットワーク活動報告

問い合わせ 役場総合支所商工観光課内 かんとぅ み き 神東美希 ☎(58)7077

**南**アルプスがユネスコエコパークに登録されました。世界遺産に比べ、エコパークって何だか地味な気がしませんか？「登録されて何がかわるの？どんなメリットがあるの？」と思う方も多いかもしれませんね。

**工**コパークが目指すもの。それは「地域の自然と文化を守りながら地域社会の発展を目指す」こと。まさにエコツーリズムの理念そのものです！つまり、今までやってきたことそのものが認められたということ。登録されたからと言って何か新しいことを無理して始める必要はありません。

**私**たちの暮らしは、雄大な南アルプスの恩恵を受けています。山あり川あり、良質なお茶、トロントロンの温泉、それらと密接に関わってきた人々の暮らしがあります。まさに「水と森の番人が創

る癒しの里」そのもの！！

**皆**さんは町外の知り合いやお友達に本町のことを聞かれたら何と答えますか？「なーんもないただの田舎だよ」なんて答えたりしていませんか？この町でどんなことを体験し、感じてほしいですか？「別にないなあ、分かんよー」では困ります！！

**工**コパーク登録のキーワードは「誇り」だと私は考えます。それは私がエコツーリズムに携わっている理由でもあります。「うちの町にはね、こんないい所があるんだよ」町民一人ひとりがこの町で暮らすことに誇りを持ち、その魅力を伝える広報大使であってほしいのです。観光やエコツーリズムに携わる人だけではなく、町民全員に。

**本**町のファンを増やすには総力戦。誰か一人がとっておき

の“おもてなし”をしたとしても、別の誰かの心ない言動で町全体のイメージを悪くする恐れもあります。そして何より、私たち町民が「一番のファン」でないと、心からのおもてなしなんてできません。

**工**コパーク登録は、自分たちの暮らしや大切なものを見直すよい機会と捉え、本町エコツーリズムのさらなる発展を目指します！



今年はシロヤシオの成り年で、大札山や蕎麦粒山、板取山など各所で可憐に咲き誇っていました。

川根のみきていが綴る「ブログ版 川根本町エコツアー日記」もお楽しみに！ <http://eco2kawane.eshizuoka.jp/>

## 【重要】お知らせ

平成26年4月から、消費税率が8%へ引き上げられたことに伴う負担の影響を緩和するため、所得の低い世帯に対して「臨時福祉給付金」を、子育て世帯に対しては「子育て世帯臨時特例給付金」を臨時的な給付措置として行います。

### 【臨時福祉給付金】

#### ○支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
  - ・生活保護の受給者である場合 など
- は除きます。

#### ○支給額

- ・1人につき **10,000円**。

下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算。

#### 《加算対象者》

- ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。



### 【子育て世帯臨時特例給付金】

#### ○支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が **児童手当の所得制限限度額未満**

※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

#### ○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、

- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
  - ・生活保護の受給者となっている児童 など
- は除きます。

#### ○支給額

- ・対象児童1人につき **10,000円**

▶該当者には通知や事業所から連絡があります。ご不明な場合はお問い合わせください。

**両給付金「受付期間」 7月1日～9月30日**

**【問】福祉課・福祉室 ☎(56)2224**